

国立公園における公園管理団体取扱指針

各地方環境事務所長等宛 自然環境局長通知
制定 平成 15 年 4 月 1 日 環自国第 132 号
一部改正 令和 4 年 4 月 1 日 環自国発第 22040121 号

1. 公園管理団体の意義

公園管理団体は、民間団体や地域住民による自発的な活動を通じて自然の風景地の保護及びその適正な利用の一層の推進を図る観点から、一定の能力を有する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号）第 2 条第 1 項の一般社団法人又は一般財団法人、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律第 49 号）第 2 条第 1 項及び同条第 2 項の公益社団法人及び公益財団法人（以下「一般社団法人等」という。）、特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 2 条第 2 項の特定非営利活動法人（以下「NPO 法人」という。）又は自然の風景地の保護に資する活動等に係る実績を有する会社等について、環境大臣がその申請により指定し、風景地保護協定に基づく自然の風景地及び公園内の利用に供する施設の管理主体等として位置付ける制度である。

本制度に基づき、上記の法人について公園管理団体の指定を推進することにより、民間活力を活用した自然の風景地の保護及び適正な利用を図ることとする。

2. 公園管理団体制度の内容

(1) 公園管理団体の指定

公園管理団体は、地域住民等を含めた民間団体の公園管理への参画を促進することにより自然の風景地の保護及びその適正な利用の推進を図るものであり、この趣旨を踏まえて指定を行うこと。

自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号。以下「法」という。）第 49 条第 1 項の公園管理団体の指定の申請について、指定の基準に適合するかどうかが審査するため、次の書類を添付した申請書を提出させて行う。なお、申請書類の提出は、担当自然保護官事務所等を経由して行うこととする。

定款又は寄付行為及び登記簿の謄本

組織概要

公園管理団体の指定についての意思の決定を証する書類

自然公園の管理業務を適正かつ確実に行うことができる技術的基盤を有することを証する書面

過去 3 年間の活動実績を記載した書面

今後 3 年間の業務計画を記載した書面

当該年度の収支予算書

直前の事業年度の貸借対照表及び損益計算書

上記に掲げるもののほか、環境大臣が必要と認める書類

指定の基準

環境大臣が指定する公園管理団体は、法第 49 条第 1 項の要件を満たす一般社団法人等、NPO 法人又は自然公園法施行規則（昭和 32 年厚生省令第 41 号。以下「規則」という。）第 15 条の 18 に定める会社又は森林組合法（昭和 53 年法律第 36 号）に規定する森林組合（以下「会社等」という。）が、指定の対象となる。

規則第15条の19第1号中「自然の風景地の保護とその適正な利用の推進を目的とするものである」とあるのは、一般社団法人等、NPO法人又は会社等の主たる設立目的が国立公園内の自然の風景地の保護とその適正な利用を図ることであることをいうものであるが、設立後に一般社団法人等、NPO法人又は会社等の目的に国立公園内の自然の風景地の保護とその適正な利用を図ることを追加した場合を含むものである。また、当該法人の定款又は寄附行為においてその設立目的を国立公園内の自然の風景地の保護とその適正な利用を図ることのみに限定しない法人であっても、実際に国立公園内の自然の風景地の保護とその適正な利用を図ることに係る業務を行うもので、法第50条第1項各号の業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものは、法第49条第1項の規定に基づき指定することができるものとする。

規則第15条の19第2号中「自然環境に関する科学的知見を有していることその他法第50条第1項各号及び同条第2項各号に掲げる業務（同項各号に掲げる業務にあっては、当該公園管理団体の業務として行うものに限る。以下同じ。）を適正かつ確実に行うことができる技術的な基礎を有する」とあるのは、法人の構成員に、地域の自然環境に関する科学的知見を有する者が一人以上含まれていること、技術的な基礎が必要となる活動実績を有していることなどをいうものである。

規則第15条の19第3号中「十分な活動実績を有していることその他法第50条第1項各号及び同条第2項各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができる人員及び財政的基礎を有する」とあるのは、法人の業務執行体制等に照らして、国立公園の管理業務を適正かつ継続的に実施できると見込まれること、当該地域においておおむね3年程度相当の活動実績があることなどをいうものである。また、財政的基礎の審査にあっては「国立公園事業執行等取扱要領」（令和4年4月1日付け環自国発第22040111号自然環境局長通知）の別添4「国立公園事業の執行認可における財務諸表等の審査指針」を準用するものとする。

特に法第50条第1項第1号又は第2号に掲げる業務は、自然の風景地や施設を直接管理する公園管理団体の主要な業務であることから、「適正かつ確実に行うことができる」か否かについては、活動実績の内容を踏まえて慎重に判断する必要がある。

規則第15条の19第4号中「法第50条第1項各号及び同条第2項各号に掲げる業務を公正かつ適確に行うことができるものである」とあるのは、政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする法人でないことのほか、特定の候補者、政党を推薦し、支持し、又はこれに反対することを目的とする法人でないこと、宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とする法人でないこと、または暴力団若しくはその構成員の統制の下にある法人でないことなどをいうものである。

規則第15条の19第5号については会社等のみ適用されるが、同号中「国立公園若しくは国定公園の植生の保全その他の自然の風景地の保護に資する活動又は主として歩行者の通行の用に供する道路その他の施設の補修その他の維持管理に係る実績を有する」とあるのは、当該地域において、自然の風景地の保護に資する活動又は施設の補修その他の維持管理に係るおおむね3年程度相当の活動実績を求めるものである。

要件を満たす法人であれば同一地域に複数の公園管理団体の指定も可能である。

公園管理団体の指定に当たっては、官報において活動区域である公園名及び地域名を明らかにすべきである。また、インターネットで併せて公開

することが望ましい。

環境大臣が公園管理団体を指定する場合は、活動区域について自然公園法施行令（昭和 32 年政令第 298 号）附則第 2 項の指定区域に係る法定受託事務を実施している都県の意見を聴くものとする。

公園管理団体の指定を行った場合は、活動区域内に存する地方公共団体に対し、当該指定に係る公園管理団体の名称、住所、事務所の所在地及び当該公園管理団体の業務の種類について通知することが望ましい。

（２）公園管理団体の業務

公園管理団体の指定に当たっては、法第 50 条第 1 項各号の業務を適正かつ確実に行うことができると認められることを必要とするが、これは、一般社団法人等、NPO 法人又は会社等の定款又は寄附行為において本業務内容と全く同一のものが記載されていることを必ずしも必要とするものではなく、同号の業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものであれば、公園管理団体として指定し得るものである。

また、公園管理団体は、公園管理団体として法第 50 条第 1 項各号及び同条第 2 項各号の業務を行うことの他にも、一般社団法人等、NPO 法人又は会社等としてその設立の目的の範囲内で国立公園内の自然の風景地の保護とその適正な利用を図ることに関し同条第 1 項各号及び同条第 2 項各号に定める業務以外の業務を行うことを妨げるものではない。

法第 50 条第 1 項第 1 号中「風景地保護協定に基づく自然の風景地の管理」に関する業務は、風景地保護協定に基づく自然の風景地の管理の方法及び当該自然の風景地の保護に関連して必要とされる施設の整備に関する事項に従って行う業務をいうものである。

また、「その他の自然の風景地の保護に資する活動」に関する業務は、国立公園内の自然の風景地を管理し、当該自然の風景地を良好な状態で保護するため風景地保護協定区域に限らず行われるもので、例えば、高山帯や湿原の植生の復元、オニヒトデや外来種等の駆除、湿原に流入する土砂の排除等の自然の風景地の保護に資する活動をいうものである。

同項第 2 号中「国立公園又は国定公園内の施設の補修その他の維持管理」に関する業務は、登山道の定期的な巡視及び補修、障害物の除去、山岳地域のトイレの管理、し尿の処理、山岳地域等の清掃の困難な場所における美化清掃等をいうものである。

同条第 2 項第 1 号中「国立公園又は国定公園の保護とその適正な利用の推進に関する情報又は資料を収集し、及び提供」に関する業務は、例えば、公園の利用者数や利用状況の把握及び提供、危険個所の把握及び利用者に対する広報活動、自然公園に関する情報又は資料の収集及び提供等をいうものである。

同項第 2 号中「国立公園又は国定公園の保護とその適正な利用の推進に関し必要な助言及び指導」に関する業務は、例えば、高山植物の採取等の行為を行わないよう利用者に指導すること、汚物等の処理等の美化清掃につき指導すること、利用施設の適切な使用につき助言及び指導することなどをいうものである。

同項第 3 号中「国立公園又は国定公園の保護とその適正な利用の推進に関する調査及び研究」に関する業務は、例えば、国立公園に関する意識調査、利用実態調査、利用による影響に関するモニタリング調査、植生を復元した後のモニタリング調査等を行うことをいうものである。

同条第 1 項第 3 号及び同条第 2 項第 4 号中「前 2 号（前 3 号）に掲げる業務に附帯する業務」は、例えば、自然観察会等の自然とのふれあい事業等のイベントの開催等を行うことをいうものである。

（３）環境大臣及び地方公共団体との連携

公園管理団体は、法第 50 条第 1 項第 1 号及び同項第 2 号に掲げる業務を環境大臣、都道府県及び市町村と適正な役割分担の下、十分連絡調整し協力して行うこととする。

(4) 公園管理団体に対する監督・命令等

法第 52 条の規定に基づく改善命令の対象となる行為は、例えば、自然の風景地の管理が不適切である場合や、土地の所有者等の了解を得ず活動を行った場合等をいうものである。なお、公園管理団体に対し改善命令を行うことができるのは、法第 50 条第 1 項各号及び同条第 2 項各号に掲げる業務の運営に関して改善が必要と認められる場合に限られるものである。

環境大臣は、法第 49 条第 1 項の規定に基づき指定した公園管理団体の業務の内容について常時把握すべきである。特に、規則第 12 条第 29 号の 31 等の規定に基づき、公園管理団体が行う法第 50 条第 1 項各号及び第 2 項各号に掲げる業務のために必要な行為について、特別地域内等における許可又は届出を要しない行為とする場合には、その行為を行う 14 日前までにその内容等を提出させる必要があり、毎年度定期的に行われる行為については、原則として毎年度、業務計画を記載した書面を提出させること。また、活動実績についても、当該公園管理団体から毎年報告させることが望ましい。なお、特別地域内等における許可又は届出を要しない行為の範囲は、施設の整備（維持管理行為を除く。）は含まれないことに留意すること。

環境大臣は、公園管理団体の指定に際して、公園管理団体が業務を行う場合には土地所有者又は土地管理者と十分に連絡調整を図ることが必要である旨指導することとする。

環境大臣は、公園管理団体が都市公園を管理する団体であるかのような誤解を生じぬよう、名称の扱いについて公園管理団体に指導することとする。

(5) 情報の提供

法第 54 条に規定する「必要な情報の提供」は、国立公園の保護とその適正な利用の推進その他公園管理団体の業務の遂行に資する情報の提供等をいうものである。